

念 書

平成・令和 年 月 日（ ）において（ ）の不法行為により（ ）の被った保険事故について、国民健康保険法による保険給付を受けた場合は、私が第三者に対して有する損害賠償請求権を国民健康保険法第64条第1項の規定によって、保険者が給付の価額の限度において取得、行使し、かつ賠償金を受領することに異議のないことをここに書面をもって申し立てます。

また、当（市・町・国民健康保険組合）が保険給付の損害賠償金の請求上必要とする範囲で、この交通事故にかかる診療報酬明細書の写し及び届け出た書類の写しを利用または提供することに同意します。

なお、あわせて次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 第三者と示談を行おうとする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ること。
- 2 第三者に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 第三者側から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額（評価額）をもれなく、かつ遅滞なく貴職に届け出ること。

平成・令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

（ 市 ・ 町 ） 長

国民健康保険組合理事長 様

念 書

呉市〇〇1丁目▼番口号 〇先路上

平成・令和 元年 5月 1日 (場 所) において (広 島 一 郎) の不法行為により (呉 市 太 郎) の被った保険事故について、国民健康保険法による保険給付を受けた場合は、私が第三者に対して有する損害賠償請求権を国民健康保険法第64条第1項の規定によって、保険者が給付の価額の限度において取得、行使し、かつ賠償金を受領することに異議のないことをここに書面をもって申し立てます。

また、当 (市 ・ 町 ・ 国民健康保険組合) が保険給付の損害賠償金の請求上必要とする範囲で、この交通事故にかかる診療報酬明細書の写し及び届け出た書類の写しを利用または提供することに同意します。

なお、あわせて次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 第三者と示談を行おうとする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ること。
- 2 第三者に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 第三者側から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額 (評価額) をもれなく、かつ遅滞なく貴職に届け出ること。

平成・令和 元年 5月 1日

住所 呉市和庄1丁目2番13号

氏名 呉 市 太 郎 印

(市 ・ 町) 長

呉 国民健康保険組合理事長 様